

## 株式会社最上等に対する買取決定等について

2014年10月7日  
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者らについて、2014年8月6日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行っていましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者らの氏名又は名称  
株式会社最上、株式会社海荘、株式会社クリアウォーター
2. 一般の債権の取扱い  
関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

### ※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者らの信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者ら及び再生支援対象事業者らと連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上